

日雇派遣の原則禁止

1. 派遣禁止の範囲

日々または 30 日以内の期間を定めて雇用する労働者（＝日雇労働者）に派遣就業させることを禁止しています。派遣先との労働者派遣契約の期間が 30 日以内であることは禁止されていません。

日雇派遣禁止に該当する場合	日雇派遣禁止に該当しない場合
1 日の労働契約で派遣就業させる 30 日の労働契約で派遣就業させる 31 日以上の労働契約で 1 日だけ派遣就業させる ※1 31 日以上の労働契約かつ週 20 時間未満で派遣就業させる ※2	31 日以上の労働契約で 30 日以内の派遣就業をさせる 日雇派遣禁止の例外に該当している 例えば、 日雇派遣できる業務 日雇派遣できる人（属性）

※1

31 日以上の労働契約で社会通念上不適当な日数しか就業が予定されない場合、禁止に該当します。

※2

雇用保険の適用（週 20 時間以上）程度就業する場合、日雇派遣の脱法目的ではないとしています。

2. 派遣禁止の例外

日雇派遣禁止には、「業務による例外」と「労働者の属性による例外」があります。

	60 歳以上等例外対象者	例外対象者以外の者
政令 4 条 19 業務	日雇派遣○	日雇派遣○
19 業務以外	日雇派遣○	日雇派遣×

(1) 業務による例外

「労働者派遣法政令第4条」で定める以下の業務に派遣する場合、誰でも日雇派遣で就業することができます。

政令番号	業務内容
1	情報処理システム開発関係
2	機械設計関係
3	機器操作関係
4	通訳、翻訳、速記関係
5	秘書関係
6	ファイリング関係
7	調査関係
8	財務関係
9	貿易関係
10	デモンストレーション関係
11	添乗関係
12	受付・案内関係
13	研究開発関係
14	事業の実施体制の企画、立案関係
15	書籍等の制作・編集関係
16	広告デザイン関係
17	OA インストラクション関係
18	セールスエンジニアの営業、金融商品の営業関係
19	看護業務関係

(2) 労働者の属性による例外

属性	留意事項
60 歳以上の労働者	運転免許証等で年齢を確認
いわゆる昼間学生	定時制、通信課程の学生は対象外 休学中の学生も対象外 学生証等により在学を確認
副業として日雇派遣	生業収入年間 500 万円以上の者 「生業収入」とは、複数の仕事をしている場合、収入額が最も高い収入 例：給与 600 万円＋株式運用 100 万円＝年収 700 万円 →給与が生業収入 500 万円以上のため日雇派遣可能 給与 400 万円＋株式運用 100 万円＝年収 500 万円 →給与が生業収入 500 万円未満のため日雇派遣不可 収入は、源泉徴収票、課税証明書、確定申告書等で確認
主たる生計者以外の者	世帯収入年間 500 万円以上の世帯の収入割合 5 割未満の者 例：夫 100 万円＋妻 400 万円＝世帯 500 万円以上 →収入割合 5 割未満の夫は日雇派遣可能 夫 100 万円＋妻 400 万円＋子 0 円＝世帯 500 万円以上 →夫と子が日雇派遣可能 住民票、健康保険証等により生計同一であることを確認 収入は、源泉徴収票、課税証明書、確定申告書等で確認